

特定容器製造等事業者に係る容器包装廃棄物として排出されない特定容器の量の算定方法

平成9年3月13日 厚生省 告示第2号
通商産業省

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年
厚生省、令第一号）第二条第一項第三号口の規定に基づき、特定容器製造等事業者
通商産業省
に係る容器包装廃棄物として排出されない特定容器の量の算定方法を次のように定め、平成
九年四月一日から適用する。

特定容器製造等事業者に係る特定分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年
厚生省、令第一号。以下「令」という。）第二条第一項第三号口の主務大臣が定める
通商産業省
ところにより算定される量は、令第二条第一項第一号又は第二号に掲げる量のうち事業活
動に伴い費消された商品に用いられた当該特定容器の量とする。